公民館の利用について

営利を目的とした団体・個人の利用や、金銭を集める利用をする場合、使用料が**営利利用料金に該当する場合**があります。営利利用料金が適用される利用かどうか、裏面の**公民館利用チェックシート兼同意書**でご確認ください。

・原則、利用申請ごとに営利利用料金の利用に当てはまるかどうか確認します。ただし、公民館利用登録団体の皆さまにつきましては、チェックシートの提出は不要です。

※なお、公民館利用登録団体は、営利を目的とした利用や、金銭を集める利用はできません。

〇営利利用料金を適用する法人（利用の目的は問わない）

い	医療法人（社会医療法人以外）	こ	合名会社	と	土地家屋調査士法人
か	株式会社	し	司法書士法人		特許業務法人
	株式会社設立の学校		社会保険労務士法人	の	農事組合法人
	監査法人	せ	税理士法人	へ	弁護士法人
	管理組合法人	そ	相互会社	ゆ	有限会社
き	行政書士法人	と	投資法人		
こ	合資会社		特殊会社		
	合同会社		特定目的会社		

〇代表者または主宰者が公民館を利用した活動で収入を得ている例

① 講師が、会員(受講者)を募集し、会費や月謝等を集める場合

② 自主学習グループの形でも、講師や上部団体等が実質的な運営をしており、収入を得ている場合（自主学習グループ会員が、会計管理をしておらず、講師等が管理している等が該当します。）

公民館を利用することができない活動

次のような活動では公民館を利用することができません

①利用目的に虚偽があると認められるとき

②公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき

・参加者に組織等への加入を強く求める催し、霊感商法等　・風俗営業

・他の公民館利用者へ危険が及ぶ行為　・その他

③管理上支障があると認められるとき

・公民館の構造上、利用させることが難しい行為（床や壁を傷つける可能性が高い行為など）

・その他

④以下のような活動

・物品の販売　・商品の紹介、展示、注文、試食、実演、契約行為等

・議員の当選祝賀会　・政治資金パーティー

・宗教の布教活動　・宗教的な信仰の表現としてなされる祈祷、礼拝、儀式、祝典、葬儀等

・広く一般住民に呼びかけて行う宗教行事

⑤医療行為や理美容業、食品の製造加工販売のように個別の法律で事業所の届出や、事業所に必要な構造等が定められている活動

公民館利用チェックシート兼同意書

利用者や利用方法によって、使用料が異なります。このチェックシートに基づき使用料を判断しますので、ご記入の上、公民館窓口へご提出ください。

以下の項目について、**一つでも「はい」にチェックが入った場合**は**「営利利用料金」**が適用されます。

NO	項目	チェック	
1	裏面に掲げる法人が利用する。	□はい→営利利用料金	□いいえ
2	代表者または主催者が公民館を活用した活動で収入を得ている。	□はい→営利利用料金	□いいえ
3	個人事業主が、その事業に関することで利用する。(個人事業主同士の集まりを含む)	□はい→営利利用料金	□いいえ
4	公民館で行う活動で不特定の者から金銭を集める。なお、入場料、資料代等その集める名目や金額の多寡は問わない。	□はい→営利利用料金	□いいえ
5	公民館で次の活動を行う。 ・有償での役務の提供 ・特定の業界、会社、サービス、事業の説明や宣伝など	□はい→営利利用料金	□いいえ

注意事項を必ずご確認ください

次の注意事項に同意し、公民館の利用申請を行います。

注意事項

・公民館が、**選挙の投票所となる場合**、**災害時の避難所となる場合**、**感染症予防対策による規制を行った場合**等に、利用の許可を取り消すことがあります。なお、許可の取消しに伴い公民館利用者に生じた損害等につきまして、公民館は一切責任を負いません。

・納付済の使用料は、自己都合により利用をキャンセルした場合、原則返金できません。

・公民館では、物品等の販売や商品の紹介、展示、注文、試食、実演、契約行為等はできません。

・公民館では、宗教の布教活動や祈祷、礼拝、葬儀等の宗教活動はできません。

・利用目的等に虚偽の申請があった場合、利用の許可が取り消される場合があります。

・利用後は清掃をし、ゴミは必ず持ち帰ってください。

・施設や備品等を損傷した場合は、必ず公民館職員までお知らせください。

・利用時間は、準備・片付け等を含めた時間となります。

・館長の指示に従って施設を利用してください。

令和　　年　　月　　日

(ふりがな)
利用団体・個人名:

(ふりがな)
代表者名:　　　　　　　　　　　　　　連絡先(　　　ー　　　ー　　　)